

役員報酬等に関する規程

制定 平成 20 年 11 月 13 日

改正 平成 23 年 3 月 23 日

改正 平成 24 年 3 月 26 日

改正 平成 27 年 8 月 7 日

(目的)

第 1 条 この規程は、名古屋市信用保証協会（以下「協会」という。）役員報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、別表 I に定める範囲内で支給する。ただし、名古屋市を退職後、就任した者及び名古屋市からの派遣職員については、名古屋市からの指定額の範囲内に準じて支給する。

2 就業規則に規定する定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日の翌月以降の常勤役員の報酬については、第 1 項ただし書きの指定額の範囲内に準じて支給する。

3 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）に、理事会または監事会に出席した場合、出席 1 回につき 3 万円を支給する。

(賞与)

第 3 条 役員に賞与を支給することができる。その額及び支給時期は、会長が定める。

2 前項の額及び支給時期を定める場合、会長は、協会の経営状況及び職員に支給する賞与を考慮するとともに、監事を除く常勤役員で構成する執行役員会（以下「役員会」という。）で協議しなければならない。

3 会長は、賞与を支給した場合、その支給状況を次の理事会に報告しなければならない。

(通勤交通費)

第 4 条 常勤役員に、通勤に要する交通費を支給する。その額及び支給方法は、職員の例による。

(退任慰労金)

第 5 条 協会職員（以下「職員」という。）を就業規則に規定する定年前に退職し、常勤役員に就任した者については、任期満了により、または任期中に辞任したときに、辞任日まで職員であった場合に支給する退職金額を給与規程準用により算出し、算出額から既に支給した退職金額を控除した額を退任慰労金として支給することができる。

2 非常勤役員が任期満了により、または任期中に辞任したときは、任期の期

間1年につき2万5千円（限度額15万円）を支給することができる。

- 3 第1項及び第2項に定める退任慰労金は、社会的信用失墜行為による辞任と認められるときは、支給しない。

（外部評価委員会の意見）

第6条 報酬の額の改定、賞与の額の決定及び第5条第1項の規定の改正をしようとするときは、協会の外部評価委員会（外部評価委員会運営規程（平成18年12月7日制定）に定める委員会をいう。以下「委員会」という。）の意見を聞かなければならない。

- 2 委員会は、この規程に定める事項について、役員会に意見を述べることができる。

（委任）

第7条 会長は、特に必要があると認める場合、報酬、賞与及び退任慰労金の額を減じて支給する、または、支給しないことができる。

- 2 会長は、その他この規程の運用に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 役員報酬等に関する内規（昭和44年10月17日制定）及び役員報酬等に関する内規の運用細則（平成4年12月21日制定）は、廃止する。
- 3 現に在任する非常勤役員で在任期間が10年を超える役員については、第5条第2項の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在任していた役員については、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月24日から施行する。

別表 I 報酬の額

区 分	月 額 (円)
会 長	840,000
専務理事	830,000
常務理事	825,000
理 事	820,000
監 事	810,000